

214	<p>家族制度・結婚観の変節、年金等他法の法制度の歪みにより、計り知れない価値観を持つ者が増えており、運用の見直しがあったとはいえ、半世紀以上前に基本整備された生活保護法（以下、本法）では、対応できない事例が増えている。また、絶対数の増加により本法の本来の目的である「最低生活の保障と自立の助長」を達成できない日々が続いている。</p> <p>これから更に増えるであろう年金不備の高齢者に対しての「自立助長」を「助言指導」することを業務の一とする生活保護事務は見直されるべきである。単身高齢者宅を訪問し、介護保険サービス等の利用を促すことの第一「助言」者になれる可能性が今の我々にはあるが、老人・障害の他法・他施策により、その業務を補完できるものもある。最低生活を維持できない高齢者に対しては、本法に代わる経済給付を第一の目的とする法制度、若しくは本法の改正を、本法が外部委託できるか否かを論ずる前に整備する必要があるのではないか。</p> <p>年金がある者となない者とが、無差別平等とはいえ、何故に同じ生活費なのか？</p> <p>同じ日に「年金が少なくて申し訳ありません」と言う者と、無年金で「何故生活保護費がこんなに少ないのか」と言う者とを訪問したりすると、不公平感を感じてならない。年齢等の世帯構成が同じならば、一月あたり同じ生活費で生活する者同士「権利」の主張は同じと考えてよい。</p> <p>年金加入の「義務」を果たした者に対し、例えば稼働収入のように年金額の一部控除は出来ないか？</p> <p>控除することにより支出が増えるというなら、無差別平等の原則により、生活保護に至った流行を気取っているのか、自ら望んでシングルマザーとなり、児童扶養手当を始めとする他法を利用し、更に生活保護を受給する……。貧困の原因は問わず、要件が整えば無差別平等に……。と言う。</p> <p>しかし、他方では、死別などによりやむなく母子家庭となり、生活保護受給に至りそれまでごく普通に供していた車にも乗れなくなる者もいる。</p> <p>例えば、幼い子を抱えているためフルタイムの就労が出来ず、パートが終わり急いで子の保育園迎えをしなくてはならないため、やむを得ず車を運転する。決して遊行に供しているのではない。その途上、訪問業務帰りの私とすれ違う……。</p> <p>生活暦聴取、場合により受理面接から一貫して一定期間そのケースと係わる事を今のルールとしている本法の業務の流れからして、私はこのケースの車の運転を、理由を知った上で誰にも言わずに看過する。</p> <p>本アンケートは、外部委託すべしとの結果を導き出そうとする内容であったと感じる。質問項目中、外部委託できる業務はないと回答したが、法整備ののち委託できるとなった場合、「常に公平でなければならぬこと」とはあるものの、係わらなければならないケースの、一部の業務からは開放される将来のケースワーカーがいるかもしれない。ただ、法制度を変えた上で統一的に業務をこなし、本法の第一義である「自立助長」を促す方法もあるのではないか。</p>
215	<p>非常に手間のかかる制度となっており、このままケース数が増加すれば各自治体で人員確保がより困難になると思われる。また、制度自体が国民に理解されておらず、逆に理解されれば苦情が多々集まる。どうとも考えにくい設問が多いアンケートと感じた。</p>
216	<p>制度を広く国民に周知する事。法改正、制度改正へ向けた活発な議論を行っていく必要性を感じている。</p>
217	<p>生活保護受給者が受ける保護は、一般世帯の生活よりも恵まれていることも多いため、医療費については一ヶ所の病院につき月1000~2000円の自己負担があった方が、均衡が保たれるものとする。保護受給中の傷病者の中には、病院窓口でお金を支払わないため、他の患者の目もあり、都合が悪く行きたくないという者もいる。そういった患者を通院させやすく、また、頻回受診や重複受診も避けられるのではないか。</p>
218	<p>生活保護基準が高く、保護受給の生活から離脱する意欲が低くなっていると思われる。</p>
219	<p>ケースの自立助長援助が、実際には担当ワーカー一人に押し付けられている状況に、強い不満がある。</p>

220	最近は、何が何でも生活保護を受けようとして、自分でいろいろ準備してくる人も多い（車を処分したり、持ち金を使い果たしたり、同居をやめ別居をしたり）。楽しんで暮らそうとしているのか見え見え。仕事もできるのに職安へ行ってもやる気のない態度で面接し、断られ、「仕事がなかった」と言いつつまでも仕事をしない。そんな人たちを相手に全く不毛だ。本当に困っている人はほんの一握りなのに…。
221	担当者1人につき、多くて60ケースくらいが適当と思う。
222	住民の権利意識が向上するのは望ましいが、義務を果たさなくなり、各種申請がおろそかになる世帯も多い。義務を果たさない者に対する処分権限をもう少し強化できないかと思う。
223	昨今来、業務の一層の適正化が叫ばれているが、業務環境を見ると個々のケースの複雑化に加え、人員の不足など業務の適切な遂行が困難な状況となっているように思う。正直魅力的な業務とは思えず、自らが希望してこの業務につく人をほとんど見かけない。予算的のことが問題になっていないが、環境面にも注目すべきである。
224	指導、指示、違反者に対する制裁（扶助費の一部減額）の法令化が必要だと思う。
225	生活保護業務の困難性は、民間委託によっては軽減されないと思う。
226	生活保護は国の制度であり、国が現在以上に責任を持って遂行すべきだと思う。
227	生活保護業務に携わってみて、生活保護制度の矛盾を感じている。生活保護法は最低限度の生活を保障すると共に、自立助長を目的としている。現在の制度では、国民年金を上回る最低生活費、母子世帯及び多人数世帯の扶助費の高額化など、自立助長の妨げとなっていることが多いと思われる。
228	当管内は来年4月から市の誕生により、県から市へ業務が委託される。来年度の予算措置については、現状通りになると思われるが、今後の予算措置について懸念される。年金の減額、就労機会の喪失等、生保の申請者は今後増えて来るものと思われる。安心して生活できるような、安心して仕事が進められる配慮、措置を考えてほしい。
229	現制度において、業務が多様化しているにもかかわらず、プライバシー等の理由から自立支援することが困難となる場合が多い。特に民法上の扶養義務者の部分では、近年核家族化しているため身内意識が低く、都市部であるほどに扶養義務者との対応が困難。また、担当職員が一般事務行政職であることから、初任者の負担は大きい。一律資格取得者を配置すべきと思われる。
230	生活保護の外部委託は必要なものと感じるが、現行の行政システムより外部委託は（メンタルロックとなりますが・・・）不可能と感じる。生活保護の制度自体を廃止すべきあり、法第25条の理念に基づくこれに代わるシステムを構築した方が、現法律を改正するよりも安易かつ社会保障費の支出の抑制につながると感じる。
231	若年単身者やリストラにあった高齢単身者（40～50代）からの職に就けないことを理由とした相談について、能力活用の点から対応が難しい。可能であれば、このような相談者を期間を区切った保護ができるように（2～3ヶ月で中止）なればと争ったりしている。
232	保護基準が高すぎる。就労を開始しても、基礎控除がついて要否判定に「要」となり、廃止とならない。有期性にして、期間が来たら再申請させるような仕組みがあってもよいのでは。
233	管内に就労の場が少ない状況。働かなくても金銭支給されるので、就労意欲が低下しているように思われる。就労可のケースについては、ボランティア活動への参加義務などを設け、就労意欲の増加、就労の意義を感じてもらうなどの支援があっても良いのではないかと。
234	実施要領と現地の生活実践と一部開きがあり、生活実態に合う法改革をして欲しい。
235	制度のあり方、基準、加算のあり方等については、政策的な部分であり決めようだと思うが、少なくとも運用の場面で各事務所間で差がありすぎるのは問題だと思う。（例えば、ある市では受給できないが、隣市に行けば受給できるなど。）
236	車の保有を認めず処分を求めることが、世帯の自立を阻害している（交通の便が悪い地域のことは考えていないとしか思えない）。仕事が見つからずに保護を受けている人に対する対策が必要。→何かをさせることによって、保護費を支給する形にできないか。

237	最低生活費の見直しなど法の改正は必要であり、またこのアンケートのように民間委託も現実 に考えていかなければいけない時代だとは思いますが、それらを行うことで、業務の効率、サービ スの向上につながることに疑問を感じる。たださえ被保護世帯の多様化、複数化が多く、 事務量も増え、また職員数も十分に確保されていない現実を見ると、ただ仕事が増えていくだ けと考えてしまう。
238	生保現業員は大変な部分もあるが、私はやりがいのある仕事であると思うし、人間の幅も広が ったと思う。なぜ生保現業員の仕事は嫌われてしまうのか、それは、生保法の制度、運用に多 くの矛盾があるからではないか。「義務」と「権利」のうち、権利ばかり保護される風潮があ るが、生保受給者を特別扱いするようなことが多いとやりきれない気持ちになるのではないか。
239	ケースワーカー1人あたりの担当ケース数が多くなっており、事務処理の負担が大きい。
240	申請者の増加に伴い、ケースに応じた支援を検討する余裕があまりない。その結果、自立が可 能である世帯であったとしても十分な支援ができず、保護からの自立の機会を逃していること も否めない。
241	稼働年齢で能力がある被保護者が、自ら自立を意識して努力する制度にして欲しい。ケースワ ーカーが一生懸命に就労支援をしても、被保護者自身に伝わらないことが多い。個人的には、 保護終了予定の目標を設定させてもよいと思う。
242	生活保護制度の基本的な見直しが必要と思われる。疾病や能力などによって保護が必要な被 保護者は多いが、中には何も努力せず、ただ貧困だからという理由だけで保護を受給している者 もいることから、一般市民からの苦情も多い。一般市民の中には、生活保護の最低基準額に満 たない収入で生活している者も多いことから、最低基準額の引き下げは必要である。
243	民間委託より前に、ケースワーカーの充足及び面接相談員の採用など、現状での体制を整える 必要がある。業務を委託しても、その内容、範囲は限られており、大きな変化は見られないと 思われる。
244	生活保護業務のスリム化による国費負担の削減は、三位一体改革の中で不可避であり、民間委 託により低コストで保護行政が維持されるべきであると思う。そして民間委託が実現してから は、国が生活保護受給予防策として、他法他施策と雇用対策を充実させなければならないと思 う。
245	生活保護業務に携わる中で、福祉現場経験のない者が異動によりその業務に従事することも多 く、その日からケースワーカーとして被保護者に接していかなければならない。この様な中、 専門的な知識が必要な場面も多く、保護件数も増加してくると、個々のケースに十分な対応が できないことも少なくない。
246	稼働年齢層については、期限付き保護をすればよい。市は地域住民と関連が多く、指導が十分 できない場合もでてくるので、県職員とするのがよいと思う。
247	社会が良くならなければ、生活保護世帯は減らないし、保護に関わる費用が減ることもない。 生活保護制度も、変えるべきだと考えるが、それ以上に政府や偉い人は社会を安定させること に努力して欲しい。また、今回の制度改革議論は費用やケース数等の「数」の部分ばかり見て、 被保護者及び業務の実態を考慮していないように感じる。制度を作る人は、できれば現場の実 態を見てもらい、ケースワーカーの苦しみを軽減する制度改革をして欲しい。
248	どの福祉事務所でも、同じ問題を抱えているとは思いますが、各ケースワーカーの持ちケース数 が増加してきており、ケースワーカーの負担になってきている。このため、本来多少余裕があれ ば、十分にケースワークできるようなケースもおろそかになるような傾向が見られる。今後は 生活保護行政も、何らかの新しい方策を考えていかなければならない。(旧来からの事務処理、 考え方がネックになっている場合が多々見受けられる。)
249	経済情勢、雇用情勢の悪化なのか、バブル崩壊後、保護世帯の増加が止まらない。しかし職場 での人員の増員は行なわれず、反対に人員の削減も見られる。このため、業務量が多く、ただ 無難にケースを何とかこなすことが精一杯で、自立援助指導等を時間をかけて行なう事ができ ずにいる。ケースが減ったからといって仕事が楽になるわけではなく、1つ1つのケースに対し 関係機関等との調整、同行訪問など、密度の濃いケースワークを行なう事ができる。

250	今まで遊んできたような人が病気になって生活保護を受けたり、犯罪者だった人が生活保護を受ける等、まじめに仕事をしているのが馬鹿馬鹿しく感じてしまう時がある。
251	扶養義務の履行について、ある程度の強制権を持たせる法整備をしてほしい。収入があっても金銭的援助をしないケースばかり。健康で働けるのに仕事が見つからず保護継続中のケースは、あらかじめ受給可能期限を設け開始すると良い。
252	基準額が高すぎて、自立への意欲が阻害されていると思う。相談を受けていると、正直者は馬鹿を見る的意見が多い。CW自身もそう思っている人が多いと思う。あまりにも保護世帯のプライバシーを意識しすぎ。格好悪いと思わないから、保護が長期化してしまう。
253	当福祉事務所も他市同様に、景気の低迷等により生活困窮者からの相談が後を絶たず、要保護世帯も増加の一途をたどっている。業務量も増える一方で、職員の削減が推し進められ、福祉サービスの低下にもつながっている。失業により生保開始になるケースも多く、その後の自立に向けた就労指導等には、大変な時間と、きめ細かい粘り強い指導が必要になっている。開始後の少しでも多くの時間を費やすためには、民間委託可能な分については検討してほしい。
254	社会福祉制度（年金・国保）を見直し、年金受給資格のない者にも最低受けられる基礎年金（3～4万/月）を支給し、生保制度を廃止する。医療費の支払について、低所得者の負担を減らす。国保税の減免条件の緩和、高齢者の民間アパート入居者への家賃補助をする。国へ事務を返上する。
255	一般低所得者との比較において、実生活で上回っているのではないか。能力の低い方が働けるような職場が少ない。
256	生活保護にもいくつかの種類を作るべきだと思う。困窮の状態によって長期的に保護が必要なものに対しては、現行の制度でかまわないが、一時的な保護が必要なものに対しては、保護の内容を薄くする代わりに制約も少なくする（自動車などの保有容認、基準を軽くするなど）ことや、扶養額が少なくても保護を受けやすく、脱しやすいものも作ってよいと思う。
257	生活保護からの自立がなかなかできず、長期化するケースが多い。自立するケースは、短期間で自分の方向・方針を決められるが、自立する意識が希薄なケースは、いくらケースワーカーが援助・支援しても自立につながらないように思う。ケースに対する処遇方針は、福祉事務所としての方針ではあるが、実際にケースを指導するのは担当ケースワーカーであり、現在の保護業務はケースワーカーへの負担が非常に大きいように思う。
258	全ての国民に対して、最低限度の生活水準に疑問を感じる。地域により生活レベルや状況に大きな相違や格差があるにもかかわらず、一定の基準の下に扶助費が支給されている。地域の実情に応じて、柔軟に扶助費を調整可能とするなど、生活保護業務はもう少し地方に権限を委譲してよいのではないかとと思う。
259	個人の生活全般に係わる仕事なので、保健・医療・福祉に関する知識が必要である。したがって、職員は専門職として採用すべきである。
260	生活保護の基準額が一人、二人世帯であれば、妥当だと考えるが、それ以上になると、額が多く、一般の就労世帯と同じような収入状態になり、自立意欲がなくなるケースが多い。
261	古い制度の上に改正を重ねているようで、時代に合わなくなっている部分がある。一生懸命働いて生活している人が納得できるような制度に変わっていく必要があるのではないかと。
262	今後も、生活保護受給者が増大すると思われ、自治体の経済負担も三位一体の改革のもと増えていくことが予想される。被保護者の自立支援プログラムも有効性があるかもしれないが、被保護者にならないための支援制度があればいいと思う。あくまで生活保護は最後のセーフティネットの役割であるべき。
263	法律自体が制度疲労をおこしている。支給額を含め、根本的な改訂が必要だと思う。
264	生活保護業務の民間委託の観点から設問を答えてきたが、全体としては委託には反対である。それよりも、福祉事務所全体での対応や相談体制がとれるよう法整備をすれば、人員も削減可能となり、サービス向上とコスト削減が見込まれるはずである。
265	最低生活費の基準額の見直しを行うべきではないかと思う。

266	他法の変化に生活保護法がついていけないように感じられ、事態に直面した際に対応に困惑することがある。
267	社会通念上という言葉が飾りになるくらい、法律が古い。現代社会に適応した内容に改正してもらいたい。基準が曖昧すぎて判断に困るし、少なくとも、法の制定された当時対象となっていた救済すべき人間は、1割程度ではないか。DV・ホームレスと何でも生保法を適用しないでももらいたい。
268	被保護者からの相談が複雑化しており、処遇に頭を悩ますことが頻繁にある。現在の現業員の配置基準では、各ケースへの支援に限界を感じる時がある。事務の実態に即した配置基準が必要であり、これにより生活保護の実施水準の底上げが見込めると考えている。また、外部委託による業務の分散化により、現業員の負担を緩和し、処遇検討や支援を行う時間を作ることで、結果的に保護の適正化を図ることが出来ると考えている。
269	生活保護制度そのものを根本的に見直すべき。ケースワーカーという職を離れて一市民として現状を見るに、それを詳しく全国民（納税者）が知ればおそらく否定的意見が出るのではないかと思う。
270	生活保護の最低生活費が実情とあっていない。母子加算等が高すぎるため、計算上自立不能になる。各福祉事務所でのケース数等の状況把握の相違から、考え方、方針が全く合わないことが多々あり、福祉事務所間の連携がうまくできないことがある。
271	処遇困難ケースの増加に伴い、ケースワーカーの心身の負担はかなり増え厳しい状況にあると思う。生活という根幹部分に対して指導、援助を行っていくものなので、ケースワーカーには豊富な経験と、さまざまな知識が必要となってくるため、人事異動により未経験の者がそれなりの指導ができるようになるまで時間を要し、可能となってきた頃には再び異動になることの繰り返しになり、蓄積していくことが難しい。この問題は絶えず付きまとうことと思われる。
272	保護基準自体が高く、医療もかかり放題。現行法では自立に結びつきにくい。
273	現行の制度にはかなり限界があるのが生活保護制度ではないかと思う。制度を抜本的に見直し、ケースの自立助長の体性を強化していく必要がある。
274	事務書類の量が多すぎて、処理に時間を要する。2人以上の世帯の生活保護基準が高すぎる。委託は部分的に可能なものもあるが、新規から保護の決定、変更は一連の流れのため、委託によりケースへの理解度が下がる恐れもあると考える。
275	就労指導等の自立支援を行う際にこれといったマニュアルも無く、CWの力量にまかせているだけなので、常に不安感が付きまってしまう。新規調査も一度に何件も新規が来る時があるので、扶養義務調査等委託できればと思う。
276	生活保護業務にあたり、個人としての力の限界を感じている。就労支援など生活保護行政として考えていただきたい。
277	生活保護制度は必要な制度であるが、保護者数の増加により、行政の財政を圧迫しているのが現状である。本当に保護を必要とすべき人にだけ制度を適応できるような制度の見直しをする時期にきているように思える。
278	他人の相談に乗ったり悩みを聞いたりするのは、聞き手に余裕が必要だと思うが、現状ではゆとりを持って会話をするのは困難。個人の努力で解決できる問題と、そうでない問題があることを感じている。
279	安易に保護を受ける人間が非常に多い。この制度自体かなり共産主義社会寄りのもので、真に困窮している者の救済はやむを得ないと思われるが、ただ仕事が無いとか働きたくない者に対して保護が適応されるなど、他の真面目に働いて税金を納めている市民、国民が知ればどうなるであろうか？制度そのものを改めたほうが良い。
280	法律的な問題、行政で対応することの限界、矛盾等を感じる。精神的な負担が大きい。
281	業務の効率が上がる一番有効な方法はケースワーカー数を増やすこと、それから福祉専門職を増やしていくことであると考えている。そうすれば、ケース自立助長援助により一層つながると考える。

282	小規模な事務所では専門職を配置することは不可能。役所内で一番の不人気職場で平均在職期間は短く、査察指導員、ケースワーカーのレベルを維持することはできない。したがって、一定レベルの援助活動を行うために外部委託は必要と考える。介護のように、認定は官、サービスは民というのが時代の流れではないか。
283	自立指導（就労）が必要とされる世帯と、高齢、傷病、障害などの年金や手当などの手続き以外は必要ない世帯と、法律、制度を分けるべきである。母子というだけで生活保護の要件に該当してしまうのは、法律、制度が弱いためであり、社会全体の見直しが必要と思われる。自立のためのシステム、プログラムを実行しても、被保護者の意識が変わらなければ効果はない。指導指示に従わない被保護者に対して、事務的にも心理的にも負担がかかりすぎる。常識的手続きに従えない場合は、機械的に処理する仕組みも必要。
284	何もしなかった人が過去を問われず保証してもらえる制度はおかしい。
285	担当ケースワーカーが抱える件数が80世帯超/1人CWの状態では、正直、1世帯に対する援助、指導が希薄となってしまう。
286	手持ち金や資産がほとんど無くなると保護にならないため、逆に保護から脱却が困難になっている。入り口を緩やかにして自立支援策を充実させる必要を感じる。
287	ケースワークが広範囲であるため、知識が広いが浅い状態である。またケースワーカーとしての必要知識が分からなくても過ごせしめる怖さがる。就労指導のような場合、ハローワークの出張等依頼して相談業務を委託するなどのことが出来ると良いと考えている。
288	都市部で4人以上の家族で家賃限度69,800円というのは無理がある。
289	多様で複雑化の傾向を深めつつある受給者の状況に、現在の生活保護行政は応えきれていないと思う。また生活保護法の理念そのものも、人間という複雑な矛盾をかかえている存在に対して、果たして妥当であるかどうかの検討も必要だと思う。
290	ケース毎に抱えている問題が異なり、対応も難しい。一度生活保護を受給してしまうと一生ものの手当を受給権を得たかのように、自立する気持ちが薄れてしまう人が多い。初期面接で自立の方向性をつけることが大切と考える。
291	貧困の再生産が続いている。それを断ち切ることは不可能だが、せめて少なくする為には、生活保護制度だけではなく、教育、労働部門との益々の連携が必要。
292	毎年右肩上がり保護率が増えていく中、職員増も限界がありいずれ何らかの施策を考えなければ立ち行かないと感じる。金銭給付と処遇を分けて、民間に処遇について委託の方法は可能かと思われる。ただし、どういう団体に委託するかが問題で、なおかつ事前の準備、移行は緻密に行わなければ大混乱を招くと思われる。また、移行後も問題ケースなど金銭給付と連携をもちながら行うことが大前提で、そのためのシステム作りが肝要と思われる。
293	ケース増はあるが、職員増はない。関係機関調査等外部委託されているが、職員の仕事量は変わらず、プラス面はほとんどない。
294	生活保護制度自体が曲がり角に来ている。昭和25年に国民の多数が持っていた価値観、倫理観に立脚した制度では、現在の多様化した価値観を持った人々の生活実態に対応できないのではないか。特に、過去を問わない「無差別平等」の原則が生活保護のイメージを悪くしている。人の生き様、生活への努力を評価する必要があると思う。例えば、年金を掛けても掛けなくても、生保を受ければ生活レベルは同じ。
295	保護率の増加により、各実施機関とも標準世帯数を大きく上回っているのが現状。それに伴いきめ細やかな処遇まで踏み込めず、ケースワーカーの資質の低下、ケースの自立助長の鈍化を招くといった悪循環を生み出している。
296	不正受給者についての調査権限が制限される感がある。29条の資産調査さえ、同意書を要している状況にある。生活保護受給者でもまじめな人ほど損をし、ずる賢い人ほど得をする制度に見えてならない。
297	被保護者や被保護世帯の増大、問題の多様化、複雑化など、そして担当職員の配置数不足のため、担当職員がストレスを抱え込んでいる。担当職員のメンタル面へのケアが必要である。

298	非常に良いアンケートだと思った。何の福祉的知識もない職員がこの現場に対応していくことは、非常に難しいことだと思う。また、そういった職員が福祉のサービスを提供していくことには限界があり、結果サービスの低下を招きかねないと感じている。今後の福祉のあり方としては、民間委託等で他の機関と連携しながら、福祉サービスの向上を計っていく必要があると感じている。
299	専門職（福祉職）を配置し、人材育成に努める必要がある。人員を増員しないと、個々の自立に向けた援助ができない（担当ケースが多すぎる）。国民年金の満額支給よりも保護費が多いことに、矛盾を感じる。
300	社会保険料など一般世帯では負担が上がっているのに、保護費に変化がない。可処分所得を基準に保護費を設定すべきである。介護保険など他法による援助が整備されてきているので高齢加算、障害者加算などは見直しすべきである。扶養義務者に所得に応じて一定額をたとえ五千円でもいいから仕送りさせるべき。一流企業に勤めていても、ローンがあるなどの理由で援助できないといわれれば現行ではそれまでである。一度受けると保護になっている方が気楽であるとのことで自立に努力しない。期限を切って保護すべきである。
301	制度もワーカーも疲労しているとのフレーズを見かけたが、言っていると思う。精神（アルコール依存）、障害等のボーダーと呼ばれる居宅生活者の申し立て、処遇には日夜疲労困憊している。ケース検討会で開けない道もある。民間委託は経済時代の流れと考える。最低保障した後の自立助長施策がこれまであまりに手薄。民間委託導入に限ることなく、制度の見直し、転換の時を迎えていると思う。
302	厚生労働省が生まれたときは、もっと生活保護世帯に対して労働の供給が行われると期待していたが、何も変化が無く残念。自治体や国が、生活保護受給者に対して仕事を与えるべき。生活保護から介護保険は完全に切り離すべき。介護扶助も加算も施設申込も生活保護から切り離して欲しい。（特に単身世帯は、現業員が手続きしなければならないことが多く、更に大変。）
303	日々の業務に追われて、個々のケースに十分な指導ができない。時間があれば自立に向かうケースも増えると思う。
304	定型的業務であれば積極的に委託すべきか、あるいは思い切って業務から除外してしまうことも一考。しかし、業務範囲を特化していこうとすれば、かえってケースワーカーの資質低下を加速して、ケース処遇をより困難に陥らせてしまう恐れがある。ケースワーカーは、広くたくさんの（雑多な）知識と経験を持つことが資質の源。そして継続が力と自信と信頼につながる。ケースワーカーはお金（給料）をもらいながら勉強させてもらえる楽しくてありがたい仕事であるにもかかわらず、まるで懲役のごとく転勤を待ち望むまでのお勤めとなっている現状はなんとか変えなくては、世の中が荒廃してしまいかねない。
305	生活保護受給条件をもっと厳しくする必要がある。（保護費より少ない額で生活している人が多くいる。）
306	他法活用であるため、さまざまな業務知識が必要である。生保の一本化をお願いしたい。高齢者の消費についての見直し（必要な人には増額し、不必要な人には減額を）。母子世帯の前夫の養育費請求の簡略化。調停からの請求で本人が支払わないので意味がない。ある程度給与差し押さえの制度に切り換えを。
307	生活保護のケースワーカーはほとんどが今の職場からの異動を希望しており、素直に言えば、日タイヤイヤ仕事をしているのが現状である。このようなことは、仕事をしている職員自身にとっても、福祉事務所の利用者にとっても、お互いにとって不幸なことであると思う。また、福祉事務所（生保ケースワーカー）を経験しない職員もおり、不公平感がある。危険にさらされるわりには評価が低く、割に合わない。福祉職等の専門職でなく事務職をあてているため、専門性が全く無い。保護受給者は毎月安定した収入が入るため、現状に安住し就職意欲を喪失する。生保を受けていない人よりも豊だと思われるケースもいる。
308	専門知識が必要な職だから、負担が多く、長く続けたいと思う人が少ない。
309	我々の限られた勤務時間が、やりたい放題に生きてきたヤツの尻拭いに使われてしまうことに耐えがたい怒りを感じる。タックスイーターを許すことはできない。

310	自立助長するためにある生活保護制度が、逆に足かせとなってなかなか自立できず、むしろ自立の障害要因となっている感じがある。単身者、とくに身寄りのない高齢者などについて、ケースワーカーが保護者として病院やその他機関から思われている節があり、どこまで対応すべきか苦慮することがある。
311	稼働能力の活用は、ケースの自立につながる大きなポイントとなるが、体調不良を理由に働く努力をせず、長年保護費を使っている現状を目のあたりにすると、もっと民間の目が入って多くの人に関わることにより、ケースに緊張感を持ってもらい、みんなが平等に使える制度になるのではと思う。
312	精神科にかかっている人の多くは過去の家庭環境に問題があることが多く、受診しても薬の処方为主でカウンセリングの時間がほとんどない。そのカウンセリングの部分に関し、福祉事務所専任者を配置したい。
313	生活保護制度については廃止し、全員に最低生活基準の年金を支払うようにする。当然年金を多く掛けている人については上乘せして支払う。
314	ケースワーカーという仕事に対する評価が低い。1号法定受託事務であるため、市町村が独自の施策を考えるような機運にはなりにくい。制度は現代の感覚にそぐわない。より広く制度が知られてくれば、必ず制度への批判が生じてくると思う。現行の生活保護制度が、果たして本当に社会的に是認される性格のものであるかはかなり怪しいと思う。
315	要否判定の境にいる人の生活実態に格差がありすぎる。
316	持ちケース数が多く、定期的訪問が困難である。指導も困難である。困難及びストレスの多大な職務の割には、職場内ですら理解度が低い。生活保護制度を改正し、もっと厳しくすべきである。
317	生活保護業務に専門性が必要と思うが、そのことが認識されていない。また、苦勞しているわりには仕事内容が評価されないと思う。
318	通常、サービスの提供は対価を伴うものであるが、生活保護の場合、一方的給付に留まる。実質的な最低給付のあり方を、もう少し精査する必要があると思う。世帯員数が多くなると生活費も上がる、辞退がないと廃止にならない等、低所得世帯との均衡が取れない基準が見られる。無差別平等というが、例えば年金を納めた者と一切納めてこなかった者が、同一保障であることの異和感がある。一定の区別は必要ではないかと思う。介護サービス（医療サービス）に自己負担がないため、上減額まで受けており、一般世帯との均衡が取れない事例が見られるため、一定額の自己負担を求めることが必要ではないか。
319	県・市のワーカーは3～4年で異動となり、専門的知識・技術を持たない人が担当となることも多い。生活保護が最低生活の保障のみであるならば、それで特に問題にならないと思うが、自立助長を図るための支援プログラムの導入ともなれば、専門的知識・技術は必須であると思われる。
320	日常業務と処遇困難ケースや調査報告業務に追われ、ケースの自立更正のための指導にあたれないでいる。
321	特に多人数世帯、母子世帯の最低生活費が高く、働かなくても十分な収入を得られるため、自立を阻害している。また、眼鏡の作成や各種の一時扶助の種類が多いことは（要否判定に反映されない扶助）他の低所得世帯との均衡を失していると思う（特に通院移送費）。
322	生活保護法は、決して良い法ではないと思う。現場のケースワーカーは全員が思うことだと思う。国民年金受給者よりもよい生活を送っている。無年金者等は、好きな人生を送ってきて最後は助けてもらえる。こんなことは、あってはならないことだと思う。「正直者が馬鹿を見る」ような社会ではいけない。「アリとキリギリス」の社会でなくてはいけない。
323	要保護者は稼働期からまともな就職、所得を得るための活動をせず、いわゆる「遊び人」「怠け者」が多く、無年金者が大半を占めている。本来の生活保護を必要とする者は少なく、自分の物差しでは測れない分野の保護者・相談者が多々いるのには困惑している。
324	被保護者の無能力、低学力などを理解しつつ、就労相談、生活力向上など、指導援助できる専門機関があればよい。

325	郡部でもリストラによる50歳代の申請者が増えてきており、特に糖尿病や脳梗塞後等、病気を抱えている人も多くなってきている。自立に結びつくケースは少ない。生活保護受給後の支援体制の強化が必要。福祉事務所ごと、ワーカーごとの取り組みでは限界があり、文書指示や罰則ではやや限界があると思われる。就労支援は専門家に任せたい。
326	保護費の算定上、保護費が最低生活費というには高額になりすぎる場合があり、そのことは逆に自立阻害要因となっている（特に母子ケースや世帯員が多いケース）。
327	個々のケースが抱える問題が複雑化、多様化し、ケースワーカー単独では問題処理ができない場合が多い。しかし、問題に対し、十分な人員、時間を割り当てられていないのが現状。ワーカーの負担が大きい。
328	生活保護被保護世帯と一般世帯とのバランスを考慮すると、基準の見直しを行うべき。
329	生活保護受給者に対しては、保健や他の福祉行政は、生保担当ケースワーカーに全てを任せて手を引く雰囲気が大いにある。町村は、法の理解不十分のまま安易に生活保護を勧めてしまう傾向があると思う。
330	H16.3に市が施行され、福祉事務所ができたばかりであるが、迷うことも多い。県レベルでの研修や事例紹介などが多くあると役立つと思う。
331	生活保護業務はある程度の組織としての職員数が必要であるが、現状はワーカー1名と兼職の査察指導員と非常勤の就労支援員であるため、人が変るとワーカーにかなりの負担がかかると思う。
332	任せられる部分については任せたいほうが良い。
333	CWの苦労を国も知っているとは思いますが、何か早急に対応策を作らなければ、CW、SVが精神的に壊れてしまう。
334	車の保有は特例的に認められているが、精神に疾患のある傷病者は基本的に認められていない。一定の条件をつけるなどして保有を認められればと感じている。
335	福祉の仕事はなかなか達成感が得られず、時にむなしくなる。行政の全面的な援助だけでなく、民間による援助（就労支援等）を行うことができれば・・・。
336	同意がなければ満足に29条調査が行えない。年金を上回るほどの保護基準、年金受給を得られないような人生を送ってきた者が、最後は生活保護を受けられるなど、制度そのものに問題がある。民法の扶養義務履行の強化を望む。
337	国民年金は滞納なく、保険料を40年間支払っても、老齢基礎年金として受給できる金額は月額7万円程度であると思うが、生活保護は住宅扶助も含めるとそれより高額な金額（無年金の場合）を受給できる。その上、医療費、介護費用が無料となる。このように年金受給者と生活保護受給者の間に不均衡が生じている。まじめな人間が馬鹿を見ると感じている人も多い。これをどのように解決していくのかが、これからの課題であると思う。
338	高齢化もあり、自立ができる人が大変少なくなっている。
339	生活保護制度そのものについて在り方を検討すべき。また福祉事務所の権限を強めてほしい。
340	生活保護受給者の中には、これまで義務を果たしてこなかった者が生活を保障されているケースがある。まじめに、地道に生きている人間が損をするような世の中をとて不公平に感じる。しかし、無年金者が仕事もできず援助を求めてきたときは、保護しなければならない保護業務に嫌気が差すことがある。全国民が平等に保障される制度になってもらいたいと願う。
341	人間関係の希薄化が叫ばれる今日にあって、以前に比べ保護を受けやすい環境にある現代社会の中、過去の経緯を反映させず現在の状況で判断される保護の制度は、今後ますますの増加が懸念される。（例えば、保護費よりも国民年金法が低額であれば、保険料を支払わず、保護を受給したほうが楽である。）
342	近年、40～80代後半の生活保護相談が増えている。これらの年齢層の人々が保護を開始して自立に結びつけるためには、再就職しかない。しかし、雇用情勢は厳しく、本人のやる気もなくなってしまうことがある。こういったケースの自立には、常日項大変さを感じている。また、保護を受けることについて、世間体を全く気にしない人も増えた。

343	生活保護制度自体が古く、現代のニーズに促していない面がある。そのため逆に自立できにくい面がある（自動車、最低生活費、母子加算等）。
344	いきなり業務に付かせるのではなく、それなりの研修期間を得て、ケースワーカーとしての仕事に就かせてもらいたい。
345	市部のCW数を80とした社会福祉法の見直し、要保護者のニーズが多様化したため、60が限界と考える。昭和28年 社乙発第48号 局長通知の見直し（標準事務処理方式）。
346	国の制度を地方で代行しているのに、地域による保護の程度等、地方で決められる裁量が多めに無さ過ぎる。保護の基準が高すぎる（医療費も含め）。
347	扶養援助基準が不公平感がある。国民年金受給者との均衡が取れない。
348	生保基準が高い。
349	一方で自立を指導しながら、車の保有を認めないことについて矛盾を強く感じる。郡部においては車がないと求職活動もままならず、職種も非常に限定され、就労に結びつかない。保護決定したら免許証を一時預かり、就労時に渡す方法など考えてもらえないか。就労収入を収入充当することは、就労意欲をなくさせているように感じる。世帯類型、年齢により期限を決めて保護するような体制を望む。自立に向けた通勤寮、生活指導などを行うグループホーム的なものが、生保受給者にも必要。元気高齢者等の受給者については、ボランティア等による社会貢献させるようなことも考えられないか。
350	高齢者、障害者が多く、病気障害等の知識やケアの方法など、より専門的な熟知が必要ではないか。
351	社会保障制度について、生活保護、年金の問題も含めて根本的に検討して欲しい。
352	直接ケースと向きあうケースワーカーが一番ストレスを感じている部分については、ワーカーとしてしばらく身をおかないと見えてこないことも多々あるので、民間委託には適さないと思う。
353	生活保護決定後、現在の生活に慣れ（保護費が充実している）自立する心が薄れていくこと。
354	年々保護世帯が増加していく中で、市町村財政における扶助費も増大するばかり。国の三位一体改革では、生活保護費国庫補助金の補助率の見直し等も検討されていると聞く。生活保護は憲法に基づく国策であり、個人的にはその経費は100%国費で賄われるべきと考えている。補助率の見直しが行われれば末端市町村の財政負担はますます増大し、市民サービスの低下は避けられない。生活保護制度のあり方に関し、このようなアンケートを通じ、現場の声を十分に吸い上げるべきと考える。
355	現在の生活保護制度では、最低生活費が世帯員の人数や年齢によって定められており、人数が増えれば保護費は増える一方である。世帯によっては、一般勤労者世帯より収入が多く、生活水準が上回ることもある。また、老齢基礎年金より生活保護費の方が多くなることもある。さらに、母子世帯にも同様の現象がある。これらのようにねじれ現象が見られるため、根本的な制度の見直しを期待する。
356	問13のうち、1～7のうち1つでも民間委託するならば、生活保護業務すべてを民間委託してしまうことが出来ると思う。1～7は全く独立したものであれば、いくつか民間委託できるかもしれない。
357	権利に比べ、義務の規定が甘すぎる。保護の基準が高すぎる。生活費は国民年金支給額より高く、税金もかからず、医者にはかかり放題。その財源を捻出するために国民に負担を重ねさせるのは公正ではない。
358	生活保護業務はその業務量の多さや、指導援助に凄くストレスを感じる仕事であるため、当市においても、この仕事を希望する職員は皆無である。私が思うには、職員一人あたりの業務量を減らす手法としては、民間委託よりもパート職員の増員貼り付けの方が、法整備の必要もなく良いと思うが、市の財政が厳しい中で人事担当の理解が得られないのが現状のようだ。
359	ケースワーカーのマンパワーが不足している。納税から見た不公平感。医療扶助の窓口、一部負担の必要性。

360	必要性に疑問のある調査、統計業務が多い。民法の扶養義務との関係の問題が全く整備されていない生活保護そのものに、疑問を感じている。生保担当員が、被保護者の身元引受人のように見られているように思われることがよくある。
361	新規で生活保護申請のあったケースの対応で時間が割かれ、被保護者の自立への支援が不十分であると思って仕事をしている。
362	国の方針として保護費の負担を減らしたいのは分かるが、それだけではなく、今後、制度の利用について、もっと利用しやすく出来るようにするのか、それとも不況により増加の一方なので厳しく給付を抑えるのか、しっかりと方向性を出してほしい。
363	ワーカーが3年程度で異動するため、業務の累積がされていない。
364	一生懸命やってきて、仕方なく保護にならざるを得ない人と、自分の好きなようにやってきて散財しまともに働くこともなく病気となり、保護となった人との差など、個人的感情から腹立たしさを感じる。
365	母子世帯に対する扶助費が、一般と比較すると少し高いように感じる。そのため、なかなか自立につながるケースが少ないように思う。自動車の保有について、地域実情や稼働年齢層を考慮して、一部認められる方向で検討してもらいたい。この地域は特に交通面での整備が悪いため、自動車がないことでなかなか就労できない場面が多い。
366	専門的知識を持っていないケースワーカーが多すぎる。やる気を失っている。
367	アウトソーシングには非常に興味があるが、制度の根幹に関わるところまで考えていない。郡部福祉事務所としては、保護率が低く財源も確保されており、法には忠実に、かつ、かなり住民側に立った保護を実施している。しかし、本年かなり合併が進むため、管内状況が変わる。最も心配なのは、質の低下である。
368	行政分野における生活保護業務は、低い位置づけとなっている。適正な人事配置や適正評価が、人事当局になされていないのが問題。今のままでは、ケースワーカーをやりたいと言う人は現れないだろう。
369	ケースワーカーが支給と返還・徴収の両方を行うことは、対象者から見たケースワーカーの印象が悪くなる（援助と罰を同じ者が行うことは困難。）不正受給等の対応については、「調査」ではなく「捜査」すべきであり、福祉事務所に警察職員を設置して対応することが望ましい。
370	一度保護を受給すると保護慣れが生じ、自立支援を指導するのに苦慮する。
371	社会福祉法の福祉事務所の所員の定数（法第16条）で、現業を行う所員の数を定めているが、保護の相談が多様化している中、市郡で1ケースワーカー＝80ケースの世帯状況を把握し、処遇対応するには時間的、数量的に非常に困難である。市の財政難に加え、同条の定数に縛られた人員配置しか望めない状況では、ケース対応も十分にできない。ひいては、行政サービスの低下、ケースとケースワーカーの信頼関係も作れないと思う。同条現業員の定数は実状にそぐわない。
372	法制度の抜本的改革（保護の有期限適用など）。
373	世帯員が多くなると最低生活費も上がり、社会的に見て生計を維持できると思われる稼働収入があるものでも、本人からの辞退申し出がなければ廃止にならず、低所得世帯とのギャップを感じる。保護期間の有限化による自立助長を促す制度改革が必要ではないか。医療・介護扶助等の一定額の自己負担は必要と思われる。（介護サービスについてケアマネージャーが本人負担額がないため、制度をフル活用し、上限額まで受けており、一般世帯との均衡が取れないケースが多い。）
374	生活保護は、ナショナルミニマムだと言われるが、シビルミニマムとして地方自治体の行政分野として設定すべきだと思う。全国一律だとしながら、級地区分を含め、福祉事務所や地域ごとにさまざまな運用が存在している。負担を受給の理解、合意と言う点から、人々に最も近い地方自治体で透明性も高い制度として考えることが必要と思われる。
375	被保護者の中でも稼働年齢層が増加しており、就労指導、自立への援助が困難であると感じる。
376	生活保護制度が時代に沿っていない。

377	本来、ケースワークは分けることのできないもの。ケースワークは生活保護を支える技術である。しかし、保護世帯の増加により、ケースワークが機能しなくなっている。ケースワークを分けて民間委託するのは苦肉の策である。すべて民間委託するのは、国が生存権を放棄するようなもの。市の財政圧迫とケースワークの機能不全の打開として、仕方がない。アンケートの主旨は分かるが、問題のケースワーク力の低下より、事務量の増加である。
378	最低生活費が一般世帯の収入と比して高額になっている。
379	国が責任を持って行う事業である。市の負担を減らし、全額国費で行うべきである。
380	法ができて50年経過するが、全く時代にそぐわないのが保護だと言える。公務員のように年功序列の給与体系だと、C.W.は国保と並んで役所内で一番不人気の職場になるのも無理はない。正直、今の倍の給与をもらっても良いくらいだと2年目の頃は思っていた。今は燃え尽きる一歩手前で仕事に情熱を感じなくなってきた。厚労省は17年度に改革を行っているが、どこまでやるのかC.W.は疑問視して見守っている。
381	生活保護制度の疲弊を感じる。入り安く出やすい生活保護制度への変換が必要。
382	昨今の社会情勢に伴い、保護世帯、保護人員が急激に増加しており、新規調査や出金処理などに追われ、本来のケースワークに費やす時間が少なくなっている。このため、継続的な支援体制を充実させるべく、実施体制の強化（人員増など）や民間委託を積極的に図る必要があると切に思う。
383	扶養義務者間の相互援助の考え方が希薄になってきており、安易に制度に頼る傾向が顕著になってきている。
384	保護費が高額なため、就労意欲が出ない。金銭給付は悪用する保護者が多い。医療費の抑制がない。治材の抑制がない。65歳以上の保護者で自立の出来ない人は、社会的貢献をしてもらう（ボランティアなど）。自立する意志のある人は、何も指導しなくても、自力で自立していく。
385	新規ケースの数がとても多い。特に50代稼働年齢の急迫保護が……。最低生活費が高すぎるとはいわないが、就労開始しても最低生活費を超える収入を得ることができるケースは少ない。また、母子ケースの自立も、母子加算、子供が2～3人いると困難。なんでもかんでも生活保護ではなくて、他の制度でもっとカバーできないものか。自立しやすい制度になればCWの負担も減ると思う。
386	自立助長に力を入れようとしても、ケース本人にその意志のないことが多く、むなしくなることがある。
387	「生活保護法は、QOLを向上させるための法律ではなくて、最低生活を保障するための法律である。」と実感する。今、担当ケース数は160ケースである。自然と発生するニードの処理に終われ、隠れたニードを引き出す余裕がない。
388	福祉の学習もしてなく、経験もなく、また新卒等の者が、総合的な福祉の知識だけでなく、関係法、施策、さらには生活相談や困難ケースの処遇などは非常に困難。査察指導員も最近ではケースワーカーの経験のない場合が増えている。福祉事務所は、市、県とは切り離し、公的団体として独自に福祉専門職を採用し、生活保護業務を行わせた方がよいと思う。
389	多人数世帯や各種加算の見直しを早急にやってもらいたい。
390	ケースワーカーのレベルを上げるためには、研修制度の充実が必要である。学習する事は多くあるが、一福祉事務所だけでそれをすべて企画立案するのは難しい。研修プログラムの立案、講師の派遣など手立てを考えてほしい。
391	生活保護を受給するまではかなり厳しいが、受給してしまうと、保護要件に乏しくてもなかなか廃止できず、また、受給するまでにかなり無理をしてしまい、結果的に保護の長期化になることが多いように思う。現在被保護者の権利剥奪は言われることが多く、義務についてはあまり言われることがないように思う。義務を守らない被保護者に対しては、保護費で減額できるなどの決定ができるようにならないかと思う。
392	年金を掛けていなくても、将来保護がもらえるなど不公平感は大きい。生活保護制度自体が自立の側面をつんでいる側面も大きい。（個人の資産に頼らざるを得ない面が大きすぎる。）

393	生活保護業務の民間委託については、考えたことがなかったので答えにくかった。国民の最低生活の保障は、国の責任で行なうべきものと考えていたので、民間委託という発想は浮かばなかった。私自身は仕事のやりがいを感じるものの、あまりにも多い業務量に対して、仕事を全うすることは難しいと思っている。
394	生活保護は、本来経済的な困窮で、他法他施策のない場合にやむを得ず受ける制度であるが、現在、受けて当たり前と権利のみ訴え、自分の年金加入などの責任を取らない。生活保護に変わる制度を作るべきと思う。例えば、離婚して母子になる（偽装もあると思われる）場合は、子どもに年金を支給するなど公平な制度を考えるべきである。制度を改革しない限り、保護の主旨である自立助長につながらない。（保護より失業対策を。）
395	アンケート結果を集約したらぜひその結果をいただきたい。
396	社会福祉法の現業員の配置数が、「法定数」から「標準数」という位置づけに改定されたことにより、小規模な福祉事務所では人員配置が不明確のまま、現業員が相談、申請、保護者の支給業務等全て行っているため、膨大な業務量となっている。再度「法定数」に改定して欲しい。
397	他の業務と兼務しているので、ケースワークに専念できない。
398	生存権保障と個人の責任のあり方、一度制度を受けると自立が難しくなる現状。公務員という立場だけでの相談援助活動の限界。
399	1人のケースワーカーに対象世帯にかかるよしなし事すべてを調整することを期待しているかのような現行の制度においては、「労多くして・・・」と感じることが多い。
400	車の保有について、山間僻地の場合、自動車の利用があつてこそ最低生活維持が可能なことが多い。生活の便宜に使用する事は認められないと言う見解は、生活の実情から考えると問題ありと思われる。
401	被保護者世帯は各世帯で生活状況が異なるので、対応が困難。その対応をしているCWへの個人的責任、負担が多いように感じる。都道府県、市町村によって福祉事務所の組織力に温度差があるのではないか。
402	あなた方が都会の中心で考えているようには、田舎の生活はならない。国が直接責任を持つ意識が無い以上、貧しい人は救われないだろう。
403	国が進めている補助金カット（見直し）に伴う就労指導強化（プログラム化）等については、人材（人数）の補強が不可欠。
404	国民年金を40年納めても、1円も納めなかった被保護世帯のほうが良い生活が出来ているなどの矛盾がある。→これは努力を認めない悪平等。過去は問うべき。真面目に生きて者が馬鹿を見るような世の中では、モラルの低下が著しい中、国家が成り立たない。あまりに多くの問題を抱えた制度。モラルの低下、不況、社会保険料等の引上げなどの中で、生活保護の基準を維持すれば、保護率は更に急上昇するだろう。今問題になっているフリーターが年を取れば、「無年金、無保険 → 生保」は今から明らか。国民皆保険の中で現場にいて、保護を受ける人の多くは自業自得の方であることが良く分かった。好きなように生きて、責任は他人になすりつけるようなことを野放しにしないでほしい。また国としても成り立たない。保険料や税は「納められない」のではなく「納めない」のだから。強制徴収を一日も早く開始し、自分が払った中から金を受けとるようにすべき。
405	現在、無年金者が増加しているが、彼らが高齢者になった場合に生活保護を頼ってくるとなると、制度が維持できない。
406	無年金者、ストレス社会による精神患者の増大により、本法の限界は目前である。人権に配慮しながら、法に拘束力を持たせるのは大変困難だとは思いますが、前夫、親族からの給料天引き、一定期間職が見つからなければ強制的に職業訓練、市の委託事業に優先採用などできることはないのだろうかと思う。
407	母子加算、期末一時扶助に対する疑問など、経験を重ねるたびに疑問点や矛盾点が出てくる。
408	郡部町村の生活保護行政の実施主体を町村ないし町村福祉事務所にした方が、事務の効率化及び業務の質の向上に繋がる。

409	生活保護は国の義務だと思うので、適正な実施を図るため、厳格にケースワーカー1人当たりの担当者数を定め、福祉の充実を図るべきだと思う。
410	保護基準について、一般の生活費と比べて高すぎるような気がする。老齢基礎年金よりも生保基準が高いというのはどう考えてもおかしい。
411	現在は無年金者の保護申請が増加傾向にある。核家族化に伴い無年金者のみの高齢世帯の増加が予想されるし、障害者についても障害者施策にこぼれた人に対する保護、リストラなどで失業した人も増加している。本来ならばもともとそれらの施策で生活が確保されているべきだと思う。就労指導を含む生活指導は、専門性が必要と感じている公務での対応は非常に困難と思われる。多人数家族の保護基準は、就労意欲を損なうものと感じている。
412	最低生活基準が高過ぎると感じる。単身高齢者の生活基準が、国民年金生活者（満額）よりも高いことは矛盾している。母子世帯も基準が高すぎて自立困難。多人数世帯の最低生活基準は明らかに高すぎて、一般世帯との均衡を大きく逸脱している。期末一時扶助が世帯人数分も必要なのか。妊産婦加算、人工栄養費など細かくしすぎて間違いの元になり、余計な法第63条適用が増えるので、もっとシンプルにしてもらいたい。介護保険料加算、おむつ代、受診等移送費など、毎月変更処理しなくていいようにした方がよい。
413	当福祉事務所では、福祉業務未経験、又は希望していない職員がほとんどであり、人員異動も多いため、福祉サービスが充実しているとはいえない現状である。外部委託もしくは専門職の雇用等により、経験豊富なスタッフをそろえることが必要だと思う。
414	現在、厚生労働省は級地を6段階に分けているが、ディスカウントショップや100円ショップ等があるのは大都やその郊外で、中山間地域は輸送費用がかかるため、かえって物価が高くなっている。厚生労働省はこのような実情を全く考慮しておらず、現在の保護基準は正に現場を知らない机上の空論でしかない。業務を民間委託する云々ではなく、保護基準が国民生活の実態に合っているか否かを調査することの方が先決である。
415	生活保護事務は、行政の仕事の中で最も人気がない職場である。以前は特殊勤務手当があつたが廃止になった。仕事に対し前向きになれない。
416	65歳以上の生活困窮者は生活保護制度から適用除外とし、他の支援制度による仕組みを作り、対処すべきである。
417	国は裁判を恐れてか、働かない人にまで保護にするように自治体を指導し、その裏で求職活動状況申告書を出させるなど、CWの負担は増えるばかり。さらに加算を勝手に削減し、その説明は国としては行わず自治体にさせており、非常に姑息だと思う。「働かざるもの食うべからず」が基本だと思うし、相談を門前払いしても良いと思う。
418	高齢社会に伴い、毎年高齢者世帯が増加しているように思われる。
419	就労の場の提供が必要。怠惰な人に対する生活保護のあり方を考える必要がある。他法、他施策との関連が煩わしすぎる。
420	生保に限ったことではないが、見通しが甘すぎる。都市部は急激に保護世帯が増加しており、仕事量は10年前の倍近くになっているのではないかとと思われる。
421	生活保護制度の大きな見直しが必要。（現行法を廃止し、新たな法律制定することも含め）財政支出に耐えられない状況となっている（法が複雑になりすぎてしまった）。最低生活の保障を目的とし、ケースワーク機能を切り離す必要がある。
422	持ちケースが多く仕事に余裕がない。したがって、きめこまやかな指導ができない。ケースワーカーに対する人事的評価が低いため、仕事に意欲がわかない。
423	市町村合併が進む現在、郡部における生活保護の実施責任及び費用負担は、県ではなく町村が負うべきと思われる。雇用の形態が流動化し、派遣契約が増大している。情報の電子化により、公務員以外でも情報処理企業等が公的な個人情報を取り扱う状況にある。近年、公務員のあり方について、その業務、給与等を民間と単純に比較する傾向にある。このことから考えて、個人情報保護問題で公民を区分することは、妥当ではなく、公的個人情報に接する個人単位で、守秘義務を順守する仕組みを法的に整備すれば、生活保護業務は民間委託可能と思われる。

424	出口が少ない生活保護制度自体が個々の職員へ負担をかけているため、抜本的な制度改革なくして、業務の改善なし。各世帯や関係機関から聴取する文書が多く、それ自体がケースワーカーに過度の負担を与えている。
425	担当件数が多くて、十分な関わりをもつことが出来ないことを切実に感じる。早急な人員増が望まれる。
426	被保護世帯がかかえる問題の多様化、複雑化で問題を抱える被保護者に対し、それぞれ適切な指導、援助を行えず、保護の長期化を招いていると思われる。ケースワーカーそれぞれが専門知識や技術の向上に努めることはもちろんであるが、民間委託においてソーシャルワーカー等を配置することで、より適切な指導、援助ができ、ケースの継続的な支援が充実すると思われる。
427	生活保護事務は国の直営でやるべきである。多子世帯の基準が高いので、見直す必要がある。
428	生活保護を受給していない方で年金生活の方から、生活保護受給者の方がよい暮らしをしていると言う意見が多い。年金を納めた方が損をしていると言う気持ちにならないように、最低生活費、加算、医療費全額支給の見直しが必要。
429	生活保護の最低生活費の基準が高く、年金受給者でも保護対象となっている現在では仕方ないことであるが、安易に生活保護を頼ろうとする者が多い。特に、生活保護を年金と勘違いしている者が多く、相談時に注意することもしばしばである。また、生活保護を受給するために、議員など第三者が介入してくることも多く、ケースワーカーの立場が低いことも、円滑な業務運営に支障をきたしている。
430	キャラクターの強いケースに対応した場合のロスが計り知れない。十分な意思疎通ができないまま処遇するケースあり。極めて遺憾に思う。
431	最低生活の保障とはいえ、他法で十分な施策を検討し実現できれば、生活保護に至るケースは少なくなると思う。生活保護を受給すると、いくら自立支援施策を打ち出しても効果が低いように思う。申請に至るまでの段階で、雇用対策や障害者施策の充実を図ってくれるように願う。
432	ケースの中には保護に慣れてしまい自ら努力しようとしめない者がいる。軽い傷病で仕事が無い状況なら保護で仕方ない。例) 被保護者で保護費9万円。保護を受けずに頑張っていて10万円だったら、保護を受けて楽をしたがる。もう少し職権力の増大を望む。
433	職員の専任経験の不足。保障の長期化防止策の不足。医療費の無料による多い受診回数。
434	新規開始ケースの負担も考えると、期待されている程度のケースワークを行うには、ケースワーカー1人あたりの担当ケース数は20件程度が限度と思われる。
435	調査や照会業務が多く非常に時間がかかり、決定までに時間がかかり、即時性がない。扶養照会時に、この制度が現社会についていけないと感じるときがある。厚生労働省や国の機関は、現場の大変さや苦勞が分かっていない。
436	民間委託が可能である旨の法律や制度の整備ができ次第、段階的に民間へ委託すべきである。公務員でないとケースワーカーになれないという実態はおかしい。
437	ケースワーカーには、年齢の若い者が多く配置されることに疑問を感じている。行政経験のみならず、人生経験もケースワーカーには必要ではないかと感じる。生活保護となる前の段階での福祉サービスの整備が不十分に感じる。
438	当市に限らず他市においても担当一人のケース数も多く、また経験年数も短く、事務処理の増加、訪問件数の増加により、ケースの自立助長につながる指導・援助が満足にできていない状況である。忙しいのも事実であるが、ケースに対する処遇もしっかりと検討し、できるだけ迅速に対応していきたいと思う。
439	最低の生活費を保証するだけでない生活保護法の見直しを考えて欲しい。
440	昨今の急速な保護件数の増加により、生活保護本来の目的であるケースの自立助長へ向けた指導をする時間的余裕がない。
441	保護の基準について、地方の過疎地に行くほど一般家庭の収入を上回る現象が見られる。保護の基準額は高いと思う。

442	日常感じているが、生活保護制度は行き過ぎた社会保障制度となってしまうっており、数多くのモラルハザードを含み、そして発生させている。綺麗事はなんとでも言えるだろうが、現実この制度そのものが自立意欲を無くさせ、人生を堕落の道に突き落としている感じは否めない。また、スーパーバイザーには研修を義務付けるべきである。
443	生活保護CWの仕事を始めて4年が過ぎようとしているが、当初から生活保護行政とは納得いかないことが多々ある。十数年に渡り受給している世帯、子どもをダシに働かない母子世帯、隠れて働いている世帯、指導や見直しをしなければならないケースが沢山ある。保護基準や母子加算など、早急に見直してほしい。
444	保護を実施するにあたり、他法、他施策の活用が前提となるが、社会保障全般が情勢の変化により複雑化しており、現状の職員配置や研修体制では、十分な指導、助言が行いがたい。民間活力の導入は、現行行政分野でも必要なことは言うまでもない。しかし、小泉内閣のスローガンである「民でできることは民で」という考え方は、実は大変な問題があると考ええる。一つはこの言い方はいかにも民を尊重しているように見えるが、よく考えれば民では能力的にできないことがあることを前提としている。民間機関も公的機関もその潜在的能力は同じように持っており、あるサービスをどちらが担うべきかという視点は最初から欠落している。更に言えば、現実に行っているのはコストダウンのための民間委託であり、将来の福祉施策の展開に禍根を残さなければよいがという危惧を持つ。
445	新規申請が非常に多く、継続ケースへの対応が手薄になってしまう。新規処理業務だけでも民間へ委託できれば良いと思う。事務処理が大変多い為、訪問活動が手薄になる。事務処理についても、民間へ委託できればと思う。生活保護制度の悪用も多く、本当にこの制度が日本に必要なのか、日々疑問を感じている。
446	民間委託も一つの考え方だが、本来国が直接行うべき業務ではないか。（社保庁が暇になりそうなので）机の上だけで考えるのではなく、厚労省職員が実地を踏んで地方を議論するのが筋。
447	他法優先ということで、年金を受給している人の分は全額収入認定して差し引くので、最初から支給停止すれば年金の振り込み費用が不必要となる。また他法優先で健康保険は活用しているのに、国民健康保険に加入できないのはおかしいと思われる。
448	特に医療費の抜本的削減が急務。
449	職員が持つべき専門性をどのように向上させていくか。人生経験のある人に対して、ケースワーカーとして配置された若い職員に対応可能か、常に疑問を感じる。
450	生活保護を受けていない人の生活との逆転現象（モラルハザード）。地域的な利害関係（議員介入など）が多い。自立支援に相当な比重を置くようにして欲しい。
451	非常に甘い制度で、資産を持たなければ（持つ努力をしなければ）ほとんどの者が受給できる。中身についても、介護扶助を受けていれば障害者加算も廃止できると思うが、高齢、母子、障害等の負担の低減を言うだけで、あたかも行政が冷たいと言う論調をマスコミが作り上げるため、ものが言いにくいのだと思う。今の厚生労働省の担当者と政治が英断を持って日本の身の丈にあった福祉社会にして欲しい。
452	保護者の権利意識に対する不満。ニートという存在が社会問題化している中で、保護家庭で育った子供をどう就労させ社会的に自立させるかは、ケースワーカー一人の力ではどうしようもない。
453	法定後大幅な改定がなされておらず、良くも悪くも「網目の大きい」法であるため、対応に苦慮することが非常に多い。
454	ケースの自立支援の専門支援員（NPOも可）がますます必要になると考える。調査の内容にもよるが、ケースの銀行取引や生命保険契約状況の調査は、民間委託がよいと思う。
455	現制度では不公平である。（まじめに生きている人がバカを見る。）
456	ケースワーカーの業務の一つである家庭訪問について、ケース数が多く、適切な指導が困難な状況。特に精神病者の対応は難しく、専門のカウンセラーがケースワーカーとして配置されていれば、より適切な指導が出来ると思う。

457	年金を担保に借り入れできる制度を早急に廃止してもらいたい。
458	善良な国民にとっては、「無差別平等」を根拠に保護を受給している一部の不良な国民に対する不満が強く、国民の義務履行に黄色信号が点滅している。 ※「権利」と「義務」の関係を承知した上での感想。
459	国の責任として国家公務員が全てすべきだ。
460	離島で極めて生活水準が低い地域。保護の実施においては地域の均衡を逸脱しないこととあるが、被保護者が一般市民（納税者）よりも楽な生活をしているように見える。実際に、市民からの苦情も多数寄せられている。増税を行い、自治体でできることは自治体でしなさいとする改革を国が行うのであれば、生活保護業務を自治体独自で運営できるようにして欲しい。
461	年金受給資格のない者が生活保護を受け、国民年金で細々と暮らしている者より高い保護費を受け取るというのはおかしい。収入が国民年金のみの者が全て保護申請したらどうなるのか。国民年金の受給額は最低生活費に連動させ、高齢の被保護者を極小にすべき。生活保護は一時的貧困の為の制度として位置付け、社会保障全体を見直すべき
462	殆どの人たち（サイレント・マジョリティー）が、厳しい環境の中で将来の展望を見据えながら頑張っている中で、生活保護者の多くは、その日暮らしや人格の欠如（精神障害等の意味ではない）の結果、被保護となっている場合が多く、いつも疑問（生活保護のあり方）に思う。ただ、具体的な答えは出ていない。
463	生活保護、福祉事務所での事務範囲を超えた仕事が多い。（本来、本人、家族がやるべきものまでこちら側の負担となるケースがある。）
464	色々な研究会に参加しているが、現在行われている生活保護制度の見直しについて疑問を持っている。まず、専門委員会の委員が大学の教授等であり、本当に現場のことを知っているのかと思うこと。次に、都市部と郡部では被保護者の質が違うこと。自立支援プログラムを導入したとしても、郡部のW0ではそれを利用するような人はほとんどいないと思う。表面だけの見直しであると思えない。もっと抜本的な改革をしなければ、保護を受ける人は増加する一方になり、ケースワーカーの負担は増えるだけ。最後に、ケースワーカーの中には、嫌々仕事をしている人も少なくないと思う。そのような人には十分なケースワークは出来ないと思う。なぜケースワーカーが嫌われるのかももう一度考えてもらいたい。
465	保護費の基準が高すぎる。地域の低所得者との逆転が見られる。
466	生活保護行政はケースへの指導や行政処分を伴う為、本来行政が行うべき事務だと思う。しかし、事務の一部については民間委託も可能。ただ、費用対効果の点からは、ケース数が1000以上の都市部の福祉事務所だけにしかメリットはあまりないのではと考える。
467	生活保護は、行政の中でも直接個人の、しかも生活そのものに係わる業務であるため、非常に難しい分野だと思われる。処理・処遇一つで対象者の生活が良くも悪くもなり、極端な場合、生死にも関わることになる。そのため、この業務に携わる者は非常に頭を働かせると同時にフットワークも軽くなければ勤まらず、単なる人事異動の際の一業務として捉えたと、職員も被（要）保護者も混乱するような状況に陥ってしまうことになり、業務に支障をきたすことになるとと思われる。
468	現在の社会情勢から考えると、保護世帯の自動車保有要件をある程度緩和したほうがよいと思う。
469	医療・年金・雇用など他の社会保障（保険）制度によるセーフティーネットが後退していく中で、その受け皿に生活保護を活用せざるを得ない状況がある。その一方で、保護率が上がっているから給付の適正化や負担率を問題にするのはおかしいと考える。
470	この制度の最大の問題は、福祉事務所ごと、査察指導員ごと、ケースワーカーごとに運用が異なること。やはり専門性と経験豊富な職員を配置すると共に、福祉事務所という組織を一つの目的に向かっていく組織に改変することが必要と思っている。
471	有期限保護など、自立に向けた柔軟な援助を独自に行えるようにしてもらいたい。民間委託は個人情報保護が最大の課題。

472	生活保護業務については、福祉分野の専門性のみならず、税制や生命保険、医療や介護など幅広い知識が求められ、また、相手を説得したりする能力も求められる職場だと思う。被保護者であるというだけで、細々なことでケースワーカーの出席を求められ、被保護者の抱える問題も複雑でいろいろな関係機関との連絡調整にも時間がかかる状況である。最近の不況のせい、稼働年齢層からの申請も多く、私の現状の持ちケース（67ケース）の訪問をこなし、約1ヶ月のペースで新規調査を仕上げるには、残業もしくは土・日出勤などのサービス残業をしなければならず、心身ともに負担が多い現状である。今回、業務の民間委託の話も上がっているが、社会保険労務士やケアマネージャーなど専門家に任せられるところは任せ、ならびに機械的な事務処理の新規調査の際の金融、生命保険調査などの発送など外注できるものは外注し、効率的な事務を行ったほうがいいのかと感じている。ただ、今後の目指すべきケースワーカー像が明確でないと、単に、保護の変更などをする計算事務に専念するのがケースワーカー業務というのはあまりにもさびしい気もする。
473	就労可能な受給者には、就労活動を疎外しない程度にボランティア活動などを義務付けすべきではないか。保護費が高いため、結果として本人の自立意欲を低めている。
474	介護保険制度導入により、保護制度について税の問題が生じている。とりわけ、グループホームの取り扱いをめぐり。
475	実施責任は、市町村が適していると考えられ、最も効率的である。
476	生活保護に対する業務の取り組み方のあるべき姿が、ケースワーカー個人の価値観に頼っている状態であり、精神的負担が大きい。行政の保護行政の方向性を示してほしい。事務所内のほとんどは事務職の人なので、業務が事務中心となる。SVの専門的知識が足りない。
477	理想と現実のギャップに困っている。人が相手であるため苦慮している。
478	この仕事を通じ、人の話を良く効き、自分の物差しを人にあてず、許してあげて学ぶことを学んだ。ただ、この仕事は就職から医学、介護、学校の問題、葬儀に至るまであまりに範疇が広く、この4年間毎夜、夜中に帰宅、土日は午後から夜まで出勤するという生活を送り、自分の家族と夕食をとることもあまりなかった。現在、社会福祉制度はかなり充実してきたと思うが、逆に福祉に携わる人たちの福祉はないがしろにされてはいないかと疑問に思うことがある。職場で働く仲間は、同僚というより戦友感覚に近い思いがあり、自分がしてきた苦労を後輩たちにさせたくはないと考えている。その意味からも、委託可能な業務については民間委託すべきと考える。
479	民間委託問題よりも今後の改善策として重要なことは、基準額の見直し（高すぎる）や、他法とのバランス（年金を真面目に納めた人よりも、収めなかった生保受給者の方がよい生活をしている）ではないかと思う。
480	国において、さまざまな適正化対策が打ち出されているが、地方においては年々増え続ける被保護世帯に対応するための現業職員の配置が非常に厳しい状況にあり、結果として、1人当たりの業務量が増え続けている。国から直接人事当局への働きかけを行って欲しい。
481	あまりに多すぎてここには書ききれないが、一言で言うと「不公平な制度」。
482	年金生活者より最低生活費の基準が高いのはおかしい。生きるために精一杯努力してきた人は保護されず、何もしていない人が保護の対象になる。いつも矛盾を感じながら仕事をしている。
483	現在の担当ケース数の基準等について、地方に於ける基準数の再検討。保護費の基準額について人数が多くなれば多だけ金額が増えるというのは少しおかしいように感じる。例えば、子どもが5人いる家庭では両親そろっている場合、30万円を超える保護費の支給が考えられ、通常の人の収入よりも多くなり、自立の妨げになっているかもしれないと思う。
484	年金のみで高齢な方が真面目に生活している一方で、パチンコ、お酒など、とても一般市民に実態を話すことは出来ない。税金で生活保護は成り立っていることをもっと理解してもらい、権利ばかり主張してないでほしい。
485	やりがいを感じたり空しさを覚えたりしながら、何とか日々の業務をこなしている。保護制度については、制度疲労をきたしているのではないかと。国の方で見直し検討をしているのも時機にかなっていると思う。

486	保護費額では大きな割合の医療費や介護費の請求、支給チェック関連の業務として、委託してもらえるとありがたい。
487	景気低迷で失業者増等で、相談、申請、保護世帯の年々増加。ケース増で十分な指導、援助ができない。一般世帯と保護世帯（母子・多子世帯）の生活費に大きな格差がある。地域の実情に沿った基準にすべき。
488	ケース数の基準が守られていない。
489	法律が古く、現状に適應できないところがある。保護者の自立心が低い。
490	相互扶助の精神など遠の昔に失われ、生活保護を受けなくては損をするという考え方が蔓延しつつある。更に核家族化も進み、現行の法の下では悪意を持って受給しようとする者に対し、決定的な対応策を取れずにいるのが現状。ケースワーカーには大きな権限が持たされているものの、その権限を執行するにはさまざまな制約がある。生活保護費は医療費が大部分を占めている。医療を受けるには殆ど制限が無いがため、膨大な財政負担となっている。生活保護者であっても、一部負担を設けて不公平感をなくした方が良い。負担率はほんのわずかでもかまわない。民間委託は金銭の絡まない範囲に限るべき。
491	国民全体として、権利は主張するが義務は果たさないという風潮が広まっているのではないだろうか。生活保護制度の見直しは、単独で考えるべきではなく、他の社会保障とセットで考えるべき（高齢者の基準を年金額まで下げるなど）。